

日本古代における五位以上官人の処遇と散位

——奈良・平安初期を中心に——

十 川 陽 一

(文化システム専攻 歴史文化領域担当)

はじめに

散位とは、日本の律令官人の中で、位階のみ有し職事官にない者をいう。

日本の律令制では個人に対してまず位階が与えられ、その位階に相当する官職に任ぜられるが、唐では官品はあくまで官職の等級を示すものであった。このように彼我の官人制には根本的な相違があることから、日本令における散位は、唐制における散官とは全く別の制度であったと理解される¹⁾。すなわち、散位は日本独自の要素を多分に持った制度であり、散位への理解を深めることは律令官人制の特色の把握に有効であると考える。また平安時代以降の地方社会では、散位が官職に准じた身分標準として機能し、国家の側も散位を積極的に活用することで支配機構の再編を進めていったとみられるように²⁾、列島の広範囲にわたって大きな影響を与えた制度である。本稿はこうした散位の、主に中央官人支配に果たした意義について検討を加えるものである。

中央における散位について具体的な言及がなされた先行研究としては、まず山田英雄氏の論が挙げられる³⁾。氏は、主に奈良時代の散位について検討を加えられ、原則として散位寮に上日したが、散位の増加に伴い、人数制限と、前官の者・散位・勲位に対する優遇との妥協の必要

性の中で、続労銭によって考を得る方式が成立してゆく過程を整理された。

また瀧浪貞子氏は、散位の国家的把握という観点から検討を加えられた⁴⁾。氏によれば、散位を把握する官司である散位寮によって散位の労が継続されたが、大宝令施行当初から予想をはるかに上回る数の散位が出現したため、国家が把握する人数を定める定額制によって制限し、帰農をすすめていったと評価された。さらに、その後も散位の増加とポスト不足が慢性的である中、定額散位・五位以上散位を国家的な庇護から切り捨てた政策の下、寛平八年(八九六)に散位寮が廃止されたと論じられた。

このように散位は、整理や制限の対象として、どちらかといえば消極的に評価されてきた。しかし、たとえば別稿で述べたように、平安初期の散位のあり方については、把握の所管が太政官に移りつつ、一定の活用枠が確保されていることは明らかであり、瀧浪氏の述べられるような散位の切り捨てという政策方針は認められない⁵⁾。

そもそも散位は日本の律令官人制において、畿内外の有位者を把握するために機能し、氏族制秩序を位階制の内部に包摂する上で大きな役割を果たしたものと考える⁶⁾。また散位の定額制について、散位寮に上番しない額外の散位であっても、写経所や皇族・貴族の家政機関に配置されることも多く、それらでの勤務を経て再び官人としての出仕に戻る場

合も想定されていたと考えられる⁷⁾。

これらの点からすれば、散位は単に官職にない官人というのみではなく、現実には多くの有位者を官人として把握するために機能していた制度であったと考えられる。それゆえに散位寮が廃止された平安初期以後も、散位は太政官によって把握される存在であったとみられる。

ただしこうした散位の研究史にあつてあまり問題にされてこなかったのが、現実には中央の五位以上官人を把握する上で、散位という枠組が具体的にどのような役割を果たしたのか、という点である。本稿では主に奈良・平安初期の五位以上官人を中心に、官人が散位となる状況などから検討を加えてゆくこととする。

一、官人が散位となる諸状況

律令官人制において官人が散位となる種々の状況については、山田英雄氏が大まかに分類・整理されている⁸⁾。ここでは山田氏の分類に基づきながら、それぞれのパターンについてやや詳細にみてゆきたい。

まず基本的なパターンとして、選叙令9選代条の義解にある、①致仕・②考満・③廃官・④省員・⑤宛待・⑥遭喪・⑦患解の七つが挙げられる。

①の致仕については、『続日本紀』天平宝字六年（七六二）七月丙申条に、散位従三位紀朝臣飯麻呂薨。淡海朝大納言贈正三位大人之孫、平城朝式部大輔正五位下古麻呂之長子也。仕至正四位下左大弁。押参議、授従三位。病久不損。上表乞骸骨。詔許之。

などとなるように、致仕して散位となる例は六国史の中にも散見する。他に明確に致仕したことが確認できる事例としては、『続日本紀』延暦八年（七八九）十月乙酉条（散位従三位高倉朝臣福信）、『同』延暦九年十月乙未条（散位正三位佐伯宿祢今毛人）、『続日本後紀』嘉祥三年（八五〇）三月辛巳条（散位従四位上大中臣朝臣淵魚）、『日本文徳天皇実録』

斉衡三年（八五六）四月戊戌条（散位外従五位下水宿祢繼麻呂）などが挙げられる。これらはいずれも薨卒記事であるが、他の薨卒記事においても散位で亡くなっている者は多く、致仕をはじめとした理由で散位となった後に死没する、という流れは一般的なものであったとみられる。続く②考満すなわち任期満了や、③廃官・④省員などのポスト削減、⑤宛待すなわち任官待ちについてはここで多言はしないが、国家的な事情による官制整備や、限りあるポストの中で必然的に発生するものといえる。

また⑥遭喪は、仮寧令3職事官条に「凡職事官、遭父母喪、並解官。」とあり、ただちに解官となる制であった。⑦患解は、選叙令22職事官患解条に「凡職事官、患経三百廿日、及縁親患、假満三百日、及父母合侍者、並解官。」と、所定の假の期間を満たすと、見任を解かれるべきものであった。実例上も、『続日本紀』天平宝字五年四月癸亥条に、

散位従三位巨勢朝臣閑麻呂薨。難破長柄豊埼朝大臣大繡徳太古曾孫、従五位上小邑治之子也。其伯父中納言正三位邑治養之為子。遂承其後、頻歴顯職、遂押参議。以病帰休、假満解任。

と、病で所定の假の期間を満たして散位となった事例などがみえる。

このように、義解の解釈にみえるパターンは、いずれも散位が発生する一般的な要件であり、通常これらのような場合に、官人は官職と離れて散位となったことが確認できる。

ところで五位以上官人には、身分給として位禄・位封が与えられた。唐では致仕した場合には半禄支給となる制度であったのに対し、日本の位禄や位封は、畿内豪族が自己の経済基盤を収公した代償として受け取るものという性質も相俟って、致仕した者であっても終身全給の原則であった¹⁰⁾。この点は、官人であり続けることの経済的なメリットであり、五位以上官人にとって散位という身分が実質的な意味を有していたことを示そう¹¹⁾。

さて山田氏は、さきの七つの他に、⑧犯罪・才能劣弱・政權の変化によるもの、⑨貢獻その他によつて位のみを得た者を挙げられ、特に⑧については、「所謂アウトサイダー」と評価されている¹²。犯罪と解官については次章で詳論するが、比較的軽微な犯罪でも考課を降すことが規定されており（考課令57犯罪附殿条）、考課令58犯私罪条には「凡官人、有_レ犯私罪下中、公罪下々、並解_二見任_一。」と、私罪で下中、公罪で下々の評定となった場合には解官されるものと規定されている¹³。このように、政変などの重大な犯罪以外にも、解官されて散位となる可能性は常時存在していたといえる。

また、犯罪によつて直接解官された者ではないが、『類聚国史』卷十六、薨卒四位、天長四年（八二七）四月丁巳条には、

散位正四位下佐伯宿祢清岑卒。從五位下男人之孫、從五位下人麻呂之男也。延暦廿四年叙_二從五位下_一、弘仁十三年至_二從四位上_一。温顏借_レ人、不_レ見_二怒色_一。韋絃之間、頗闕_二相濟_一。清情之操、仰有_レ可_レ称。政遠所_レ致、辺城無_二風塵之警_一。但嘗任_二上野守之時、例举之外、更申_二加举_一。国多_二未納之煩_一、民有_二逋負之苦_一。選_二任常陸守_一、又行_二此政_一。百姓愁_レ之、治名斯闕。国宰言上、遂從_二停止_一。秩滿入京、終_二于豊嶋之別業_一。時年六十五。

と、常陸守の任にあった佐伯清岑が、前任の上野守の時から、国内において通常以上の公出挙を課して百姓の負担を増大せしめていたために下僚から訴えられ、かかる行いを停止されたことがみえている。この時の清岑は「秩滿入京」とあるので、常陸守の任期は全うしたいが、その後は別業に籠つて散位のまま卒している。清岑の場合は卒年が六十五歳なので秩滿時には既に高齢であるが、このような勤務に大きな失策のあった場合などには、次の任官が叶わないこともあったとみられる。こうした、広い意味での「アウトサイダー」的な人物も含め、散位には多様な経歴を持つ人物が存在したことが想定できる。

ところで山田氏は、奈良時代の内乱などに参加した者は、その多くが見任官であつて散位ではないことから、散位が政治的には殆ど影響力を持たなかったであろうと推測されている¹⁴。「アウトサイダー」を散位に留め置いていることから、散位となった者が大きな影響力を持たなかったであろうことは首肯される。問題は、なぜそのような人物であつても、散位として官人身分中に留め置かれていたのか、という点である。そこで、実際に政変などに関わつて散位となった者の事例をみてみたい。

a、『続日本紀』天平宝字元年（七五七）八月庚辰条

勅、中納言多治比真人広足、年臨_レ将_レ耄、力弱就_レ列。不_レ教_二諸姪_一、悉為_二賊徒_一。如_レ此之人。何居_二宰輔_一。宜_下解_二中納言_一、以_二散位_一歸_レ第焉。

多治比広足は、左大臣嶋の息子で諸官を歴任し、氏上の立場にもあつた人物であつた。しかし、天平宝字元年に発生した橘奈良麻呂の乱で、一族の中から逆党に加わつたものが多かつたために、一族を指導するだけの力がないとして勅によつて中納言を解かれて散位となり、散位のまま薨した¹⁵。

b、『同』天平神護元年（七六五）八月庚申朔条

從三位和氣王坐_二謀反_一乃誅。（中略）于_レ時、皇統無_レ嗣、未_レ有_二其人_一。而紀朝臣益女以_二巫鬼_一著、得_レ幸和氣。心挾_二窺竄_一、厚賂_二幣物_一。參議從四位下近衛員外中將兼勅旨員外大輔式部大輔因幡守粟田朝臣道麻呂・兵部大輔兼美作守從四位上大津宿祢大浦・式部員外少輔從五位下石川朝臣永年等、与_二和氣_一善、数飲_二其宅_一。道麻呂、時与_二和氣_一密語。而道麻呂佩刀、触_二門屏_一折。和氣、即遣以_二装刀_一。於是、人士心疑、頗泄_二其事_一。和氣知_レ之、其夜逃竄。索_二獲於率川社中_一、流_二伊豆国_一。到_二于山背国相楽郡_一、絞_レ之埋_二于狛野_一。又絞_二益女於綴喜郡松井村_一。（後略）

和氣王は淳仁天皇の甥にあたるが、称徳天皇が皇嗣を定めないうちに

乗じて皇位をうかがい謀反の企てをなしたとして、捕らえられ伊豆国へ配流されるが、配流の道中で絞殺された人物である。

この和氣王と親しい関係にあったとされる、栗田朝臣道麻呂・大津宿祢大浦・石川朝臣永年が、道鏡の取り成しによって罪を免ぜられて散位とされたことが後略部分に記載されているが、詳細は次章で述べることにする。

c、『日本後紀』大同三年（八〇八）六月甲寅条

散位従三位藤原朝臣乙叡薨。右大臣従一位豊成之孫、右大臣贈従一位繼繩之子也。母尚侍百濟王明信、被_レ帝寵渥。乙叡、以_レ父母之故、頻歴_レ顯要、至_レ中納言。性頑驕好_レ妾。而縁_レ山臨_レ水、多置_レ別業、以_レ信宿之、必備_レ内事。推国天皇為_レ太子時、乙叡侍_レ宴、瀉酒不敬。天皇含_レ之、後遣_レ伊予親王事、辟連_レ乙叡。免_レ歸_レ于第。自知_レ無_レ罪、以_レ憂而終。時年卅八。

藤原南家の乙叡の薨伝である。大同二年に謀反の疑いで捕縛・幽閉されて自害に及んだ伊予親王に連座したとして職を解かれ、そのまま翌年散位として薨した。

d、『類聚国史』卷六十六、薨卒四位、天長二年（八二五）四月丙戌条

散位従四位下紀朝臣田上卒。従七位下猿取之孫、贈右大臣正二位船守之第三男也。延暦廿二年叙_レ従五位下。大同元年叙_レ従五位上、任_レ相模守。三年叙_レ正五位下。秩満入_レ京、追徙_レ平城、授_レ従四位下。家業_レ武芸、才華興聞。至_レ於_レ從_レ政、不_レ失_レ民心。弘仁之初、以_レ謫_レ任佐渡權守、会_レ赦歸_レ郷、俄而卒。時年五十六。

紀朝臣田上は、嵯峨天皇と対立して平城遷都を企てた平城太上天皇に従っていたため、平城太上天皇の変後には佐渡權守に左遷されていた。のちに赦に会って帰京が叶ったものの、復権する前に卒したらしい。

以上、事例としては多くないものの、奈良・平安初期にかけて四つの事例をみた。事件の背景やそれに関わる議論などは措き、専ら処分の結

果にのみ注目したものであるが、直接に政変と関わって散位に貶されたもの（b、c）の他、一族の政変への関与によって間接的に散位となったもの（a）や、左遷されて復権する前に散位で亡くなったもの（d）もある。それでは、こうした処分はいかなる意味を持つのであろうか。

cの伊予親王事件については、同様に連座した人物でも謀反を勧めた藤原宗成は、『日本紀略』大同二年（八二九）十月辛巳条に、「繫宗成於左近府」とあるように発覺と同時に拘禁され、同十一月丙申条に「配_レ流宗成等」と、流罪に処せられている。このことと比較すれば、散位への貶降は比較的軽い処分と位置づけられているようである。ただ注意したいのは、散位に貶降された乙叡は失意のまま亡くなっているが、流罪となった宗成は少し異なる経過を辿っている点である。『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）五月丁亥条の宗成の卒伝には、以下のような後日談が記されている。

于_レ時散位従五位上藤原朝臣宗成卒。宗成、参議従三位兵部卿家依之孫、従五位下三起之長男。宗成素無_レ才学、頗近_レ邪佞。大同二年連_レ及伊予親王事、久棄_レ于世。時人以為_レ事孽_レ此人。右大臣清原真人夏野、微時、曾為_レ昵友。遭_レ大臣用_レ事、天長六年正月叙_レ従五位下、九年正月叙_レ従五位上。家貧窮困、日夕不_レ給而卒。時年七十四。

事件後長らく世間から遠ざかっていたが、かつて清原夏野¹⁶と昵懇であつたことにより、天長六年（八二九）に従五位下に叙されたとみえる。『類聚国史』卷九十九、叙位、天長六年正月己丑条によれば、宗成はこの時正六位上から従五位下に叙されたところなので、それ以前に流罪を赦された可能性が高い¹⁷。いずれにしても宗成は生き延びて、「家貧窮困」ながらも官人社会への復帰が叶ったといえる。やや特殊な事例ともいえようが、このような事例と対比すれば、散位への貶降が一概に軽い処分であつたとも言いがたいようにも思われる。続いて章を改め、官人への

処分と散位の関係について検討したい。

二、奈良時代の政変と散位

まず、律令制下の官人への刑罰について確認しておく¹⁸。周知の通り律においては、主刑として笞杖徒流死の五罪が規定されているが、官人には自らの位階を以って実刑の精算に充てる官当や、代納物の納入で実刑に換える贖銅といった、換刑の制度が存在した。さらに官人には議・請・減・贖の身分特権が存在し、八位以上の位階を持つ者と初位以上の職事官は罪を一等減じられる原則であった。特に三位以上は、罪を減免される対象である六議のうち貴にあたり、五位以上は、判決にあたつて天皇の裁可が必要な請という区分に属している。原則として五位以上の貴族には、死罪と、反逆縁坐による流罪以外の実刑が課されないこととなっていた。

また官人に対しては、特定の罪を犯して本刑が流以下の場合、まず官当した後に除名・免官・免所居官といった附加刑が科されることもあった。

最も重いものが除名で、八虐・故殺人・反逆縁坐や、監臨主守の官が部内で姦・盗・略人や収賄などを犯した場合、本刑に加えて位階・勲位の双方を剥奪することが規定されている（名例律18除名条、同21除法条）。免官は、監守以外への姦・盗・略人や不枉法の収賄を犯して徒罪以上に断ぜられた場合などに、本刑に加えて位階・勲位双方を剥奪するものである（名例律19免官条）。

免所居官は、祖父母・父母の放置や、喪中にあつて子を儲ける・妾を娶るといった、尊属に対して礼を失する罪を犯した場合などに、本刑に加えて位階もしくは勲位を剥奪するものである（名例律20免所居官条）。除名、免官、免所居官と官当といった身分刑を総称して除免官当と称

するが、これらの刑には、復権のプロセスも盛り込まれている。たとえば官当では、一年後一等を降して再叙することが規定されている（名例律21除法条）。また除名では、七年目の正月以後に、元の位階の高低に応じて叙することが認められていた（選叙令37除名応叙条）。免官では、四年目の正月以後に元の位階から二等降して、免所居官は満一年後に一等降して、それぞれ叙されることとなっていた（名例律21除法条）。すなわち除免官当は、位階という官人身分を剥奪するものではあるが、それはあくまでも一定期間であつて、官人社会からの永久的な追放ではない点には注意しておきたい。

さて、律の受容と運用については古くから多くの議論がある¹⁹。律の受容と編纂をめぐるのは天武朝段階からすでに確認され、持統朝段階で唐律の体系的な理解と独自の日本律編纂が指向されたとの指摘がなされている²⁰。また律令裁判手続や処分の方については奈良・平安初期において裁判規範としてよく勵行されていたとする指摘がある²¹。その一方で、律に基づく厳格な処分は特に持統朝・神龜年間および承和十三年（八四六）の善愷訴訟事件以降に確認できるものの、それ以外の時期については断言しにくいとの指摘²²や、奈良時代では詳細なレベルでの律の運用はほぼ不可能で、本格的には平安時代以降に運用が開始されるとの見解も強い²³。

ただしいずれにしても、散位への貶降は、流罪といった律に規定された本刑とは異なる処分である。除免官当で位記を破棄した場合には同時に見任も解かれるが、それはあくまでも位階の剥奪が主であり、見官の解任は結果的なものに過ぎない²⁴。前章で挙げたa・dの例では、特に位階を下げられた様子は窺えないことから、律の規定とは異なる処分であったとみられる²⁵。また事例aの多治比広足については、勅によつて解官されたものであることから、より特殊な処分であったことが窺える。なおこの事例は、氏上として一族の管理責任を問われたものであるが、

事件発生と同じ天平宝字元年（七五七）の六月乙酉条に、

制勅五条、「諸氏長等、或不預公事、恣集己族。自今以後、不得更然。」（其一）（中略）宣告所司、嚴加禁斷^上。若有犯者、科違勅罪^一。

とあるように、この年には氏上が一族を集めて集会を行った場合には違勅罪を課す旨の制勅が出されている²⁶。制勅が定める集会の実施と、広足が問われた一族への管理責任が対応するか、留保も必要であるが、違勅罪など律に準拠しない罪²⁷としてこうした処分を下された可能性も考えられる。

また前章でも触れたが、除免官当以外の罪を犯した場合について、考課令58犯私罪条には、

凡官人、有犯私罪下中、公罪下々、並解見任。即依法令除免官当者、不在考校之限。並奪当年禄。〈本犯不至解除、而特解除者、不徴〉。其考解者、基年聴叙。

と、考課が下げられて解官となる場合について規定されている。このうち傍線部について、義解が「言聴叙者、猶云聴叙仕。」としているように、一年後の任官が認められていたことになる。しかし、前章のaの事例では、いずれも一年後の再出仕は確認できず、この点も、散位への貶降が律令の規定とは異なる処分であったことを示そう。

そこで、これらのうちbとして挙げた、和氣王の事件を素材に、こうした処分の意味するところを考えてゆきたい。

和氣王と親しい関係にあった、粟田道麻呂（参議従四位下近衛員外中将兼勅旨員外大輔式部大輔因幡守。「事件当時。以下同じ」）、大津大浦（兵部大輔兼美作守従四位上）、石川永年（式部員外少輔従五位下）らの処分について、『続日本紀』天平神護元年（七六五）八月庚申朔条のうち、前章で後略とした部分をみてみたい。

是日、又下詔曰、粟田道麻呂・大津大浦・石川長年等（尔）勅（久）、

朕師大臣禪師（乃）宣（久）、愚痴（仁）在奴（方）思（和久）事（毛）無（之）天、人（乃）不当无礼（止）見咎（牟流乎毛）不知（之）天、惡友（尔）所引率（流）物在。是以此奴等（之）如是（久）逆穢心（乎）發（天）在（計利止方）既明（仁）知（奴）。由此（天）理（波）法（乃）未尔末尔（治給（倍久）在。然此遍（方）猶道鏡（伊）所賜（天）彼等（我）惑心（乎方）教導（天）貞（久）淨（支）心（乎）以（天）、朝廷（乃）御奴（止）奉仕（之）米无止（宣（尔）依（天）、汝等（我）罪（方）免給。但官（方）解給（不）。散位（止）之天）奉仕（止）勅御命（乎）聞食（倍止）宣。又勅（久）從今往前（仁）小過（毛）在人（仁）所率（流止之）所聞（波）必法（乃）未尔末尔（罪（奈比）給岐良（比）給（止）勅御命（乎）聞食（倍止）宣。居十余日。以道麻呂為飛驒員外介。以其怨家從四位下上道朝臣斐太都為留守。斐太都到任、即幽道麻呂夫婦於一院。不通往來、積月余日、並死院中。從四位上大津連大浦為日向守、奪其位封。從五位下石川朝臣永年為隱伎員外介。到任數年、自縊而死。

道鏡の進言を受けて、傍線部①のように罪を免じ、解官しても散位として「奉仕」らしむという、一見寛大な措置が取られた。奉仕・仕奉は、天皇に仕える官人の基本的な姿勢²⁸であることからみても、あくまでも官人身分として散位に留め置くという建前を見て取ることができる。また傍線部②によれば、この三人は十日あまり後に諸国司に任ぜられ、粟田道麻呂は任地で幽閉されたまま死亡、石川永年も任地で自害したことがみえている。こうした経緯から、本件の処理は「極めて異常」であり、政治的な意図を推測する見解もあるが²⁹、ともあれ兩名は、任地では通常とは異なる生活を強いられたとみられ、事実上の流罪とも言いうる左遷であったと考えられる。もう一人の大津大浦も、任地で生き延び神護景雲元年（七六七）九月に日向員外介の任を解かれたものの、京に戻る

ことは許されず、ようやく罪を許されて入京したのは宝亀元年（七七〇）のことであった。

このようなことからすれば、散位として官人身分に留めることは、表向きは寛大な措置と見せつつも、あえて官人秩序の中に留め置くことによって、政変に関わった人物を管理下に置き続けるといった意味も有したと評価できるのではないだろうか。前述のように、制度上は除免官官などには復権のプロセスが存在していたが、散位に留め置かれた場合にはそうした制度上の手続はなく、実質的な飼い殺しとなり却って重い処遇となった場合もあったことが窺える³⁰。

さて、以上は見官にあるものが罪を犯して散位となる場合であったが、それでは、既に散位となっている者が処罰される場合はどうであろうか。唐律の場合には、日本の散位に相当する散官もまた、解官の対象となる。たとえば唐名例律17以官当徒条では解官対象について「其有_二官_一（謂、職事官・散官・衛官同為_二一官_一、勲官為_二一官_一）」と規定するが、これについて疏議は、

疏議曰、謂、職事・散官・衛官、計_レ階等者、既相因而得。故同為_二一官_一。其勲官、從_レ勲加授。故別為_二一官_一。是為_二二官_一。若用_レ官当徒者、職事每_レ階各為_二一官_一、勲官即正從各為_二一官_一。

とある。要するに基本的に散官も「一官」として、職事官や実質的な武職事である衛官と同様に解官の対象となっていた。本条に対応する養老名例律17官当条では、

謂、官位為_二一官_一、勲位為_二一官_一（官位每_レ階各為_二一官_一、勲位即正從各為_二一官_一）

と注されるように、「官位」を基準に換刑が行われる原則となっていた³¹。この場合の「官位」は、官職と位階ではなく、官の位階³²すなわち位階そのものを指すとみられる。「はじめに」で述べた日唐における官職と位階の関係性の違いに基づき、唐制では散官も官職として解官さ

れるが、日本では官人身分の基準となる位階の剥奪ないし貶降を基準とした制度設計がなされていることが確認できる。

それでは、日本において五位以上の散位が処分される場合、どのような処置が取られたか、延暦元年（七八二）閏正月に起きた氷上川継の変から実例をみてみたい。

氷上川継は、かつて藤原仲麻呂の乱に坐して斬殺された塩焼王の弟であったが、母親が皇女の不破内親王であったことから罪を赦されていた。ところが延暦元年に至って謀反の企てが露見し、川継は捕えられ伊豆国へ配流となり、さらに連坐して処罰される者も三十五名に及ぶこととなった。この時の関係者への処罰を記した『続日本紀』同月壬寅条には、

左大弁從三位大伴宿祢家持、右衛士督正四位上坂上大忌寸菊田麻呂、散位正四位下伊勢朝臣老人・從五位下大原真人美氣・從五位下藤原朝臣繼彦等五人、職事者解_二其見任_一、散位者移_二京外_一。並坐_二川継事_一也。自外党与合卅五人、或川継姻戚、或平生知友。並亦出_二京外_一とみえる。この時は、和氣王の時と同じ謀反の未遂であるが、減刑との評価³³もあるように、職事官は解官、散位や党与・姻戚・知友は京外へ移すという措置が取られた。なお、解官とされている大伴家持は、『同』

延暦四年八月庚寅条の所伝によれば、「坐_二氷上川継反事_一、免移_二京外_一」とあるように、解任された上に京外へ移すという処置が取られたとあり、解官の場合も京外への移管が付随していた可能性も考えられる。

さて、このような官人への処罰について、『令集解』公式令8奏彈式条穴記には、「事大者奏彈」すなわち奏彈の対象とすべき事案の大きさについて、以下のような問答を載せる。

穴云、問、事大何。答、釈云、官当以上。新令問答云、解官以上。或云、本罪奏色。此云未知也。但以_二解官以上為_レ上也。為_二會赦全免時_一故也。私案、解官者為_二有職_一。散五位已上為_二官当以上_一也。有職は解官以上、散五位以上は官当以上をもって判断すべき、と私案は

述べている。ここでは律と異なり官職を解くことが解官であるとの前提のもと、散位は解官すべき官がないため、制度上は官当を以って当てることになる、と解釈している。こうした解官に関する解釈が一般的な理解であったとみて差し支えなければ、官当の運用が本格化³⁴する以前の散位への処分は、官当以外の手段で行われたと考えられる。その一つのあり方が、氷上川継の変の時のように京外へ移す、という手段であったとみておきたい。

ところで、前掲の和氣王に連坐した者のうち大津大浦について「奪^三位封^二」とあった。すなわち、官人が持つ経済的特権の剥奪という形で制裁が加えられたものといえる。大浦の場合は、左遷とはいえ一応日向守に任ぜられた後であるが、禄の剥奪が散位への処罰となり得たことを示す史料として、『続日本紀』神龜元年（七二四）十月乙卯条を挙げたい。

散位從五位下息長真人臣足任^三出雲按察使^二時、贖貨狼籍、惡^三其景迹^一、奪^三位禄^二焉。

と、かつて按察使に在任していたときの罪によって位禄を奪うといった事例が確認できる³⁵。また『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）十月乙亥条に、双六禁断に従わなかった者への処罰として「五位者、即解^三見任^一、及奪^三位禄^二・位田^一。四位已上、停^レ給^二封戸^一。」といった事例もみえる。前述のように致仕しても禄は終身全給という原則がある中で、位禄や位封を奪うという措置も、散位への処罰や、散位への貶降に付随する処罰のあり方の一つとして想定できるものと考ええる。

以上のように奈良・平安初期には、官人への処分として散位への貶降、あるいは散位となつていているものについては京外への放逐や禄の剥奪といった措置が取られていたとみられる。このことは、罪などを犯した官人の側からすれば、容易に官人身分が失われないことにもなり、一見すると寛容な処分のようにも思われる。しかし、除免官当のような律に規定された附加刑の場合は数年後に復権できる手続が制度上存在したの

に対し、散位へ貶降された場合には、そもそも根本的な官人身分は失われていないこともあり、処遇を為政者の恣意に委ねざるを得ず、却って厳しい処分ともなり得る方法であったと評価できる。

ところで、ここまで五位以上官人への処罰について検討してきたが、同一の事件における六位以下に対する処分との差異について触れておきたい。『続日本紀』天平宝字七年（七六三）十二月丁酉条に、

礼部少輔從五位下中臣朝臣伊加麻呂・造東大寺判官正六位上葛井連根道・伊加麻呂男真助三人、坐^三飲^レ酒言語涉^二時忌諱^一、伊加麻呂左^三遷大隅守^一、根道流^三於隱岐^二、真助於土左^一。（後略）

とあって、五位の伊加麻呂は左遷、六位の根道・真助は配流という処置がなされていることは注意される。事件の詳細についてこれ以上の具体的な内容は不明であるが、実刑を科される六位と異なり、五位以上は実刑を科されずに、官人身分に留め置かれて左遷されるという点で、好対照をなす事例といえよう³⁶。

おわりに

以上、はなはだ雑駁ながら、五位以上官人の把握に散位が果たした役割について検討を加えてきた。推測に互った部分もあるが、官人が散位となる状況の中でも、とりわけ散位への貶降処分が、官人への処罰の中でも為政者の恣意が発揮されやすい処分方法であったとみられることを論じてきた。

五位以上官人は、天皇に近侍し、天皇によって直接把握される存在であった³⁷。刑罰上も、議や請の対象となるだけでなく、獄令⁴³五位以上条に「凡五位以上犯^レ罪合^レ禁、在京者、皆先奏。若犯^三死罪^一、及在外者、先禁後奏。並聽^三別所坐^一。」とあるように、拘禁についても奏上が必要とされた。また、官人への刑罰は基本的に実刑を受けない構造であった

とはいえ、現実には六位以下官人に対する笞・杖の執行を容認する法令は頻発されていた³⁸。かたや五位以上は「録名奏聞」のように区別され、本来恣意を免れない勅裁に自らの処断を委ねていくとの指摘もある³⁹。

この点を踏まえつつ散位について改めて考えてみると、「はじめに」でも触れたとおり、律令官人制において氏族制秩序を位階制の内部に包摂するという機能を果たしたことが改めて注意される。詳細は別稿で論じてあるが⁴⁰、改めてこの点について大まかに確認しておく。

『日本書紀』持統四年（六九〇）四月庚申条に、

詔曰、百官人及畿内人、有位者限^三六年、無位者限^三七年、以^三其上日^一、選^三定九等^一。四等以上者、依^三考仕令^一、以^三其善最功能、氏姓大小^一、量^三授冠位^一。（後略）

と、百官人以外の畿内有位者の考選が令されており、淨御原令の段階において職事がない有位者、すなわち大宝・養老令における散位に相当する者がある程度存在したことが想定される。また同じ記事に、氏族の大小によって冠位を授けたことがみえるように、当時の冠位は氏族秩序と密接に関わるものであった。すなわち持統四年の詔は、氏族政策の一環として冠位によって諸氏を序列化しつつ、多くの人々が冠位を保有する状態を目指したものであった。このため、職事がない有位者が相当数発生し、その考選の扱いを定める必要が生じたことを示している。このような背景のもと、大宝令以降の散位も、氏族制秩序を位階制に包摂する機能を果たすに到ったと考えられる。特に、職事がないものは吏部・兵部に上番する唐制と異なり、日本では散位のことを専当する散位寮を設置していることは、職事の有無に関わらず有位者を把握しておくことが重要であったことを示す。このように、諸氏族を位階によって官人秩序に取り込むという課題に基づいて成立した散位は、職事がないものも含めて天皇に仕奉る官人として把握する、日本の律令官人制の特質が顕著に現れた制度であった。こうした散位の制度がもつ性格が、官人への

処罰においては、あえて散位に留め置くことという、天皇に仕奉る官人として為政者の恣意に身を委ねさせる形で発現したものと考えられる。このことからすれば、刑罰上の恣意の発露という、制度（律）とは異なる支配の在り方を実行する中で、散位という、制度（令）に規定された身分が、官人支配に有効に機能していたと評価することができる。

なお、唐においても、地方官などに左遷される事例は多々見受けられる。こうした左遷に関して、唐朝創業の功臣でありながら晩年の太宗に左遷された李勣の例を見てみると、『旧唐書』卷六十七、列伝十七、李勣伝に「太宗寝疾、謂^三高宗曰、汝於^三李勣無^レ恩。我今將^レ責^三出^一之。我死後、汝當^三授以^一僕射」、即荷^三汝恩、必致^三其死力^一。乃出為^三疊州都督^一。」とある。太宗は高宗に対し、いま自分は李勣を疊州都督に左遷するが、高宗が跡を継いだ後、李勣を呼び返して僕射として遇すれば、恩義を感じて死力を尽くすだろう、と述べたという。すなわち、こうした官人身分に留めた状態での処罰としての左遷は、唐代においても為政者の恣意を発揮する方策として見出すことができ、日本における散位への貶降と類似するものといえる。これらについての日唐の制度上の位置づけの違いは、今回検討する余裕がなかったため、後考に俟ちたい。本稿では、日本における散位が、こうした為政者の恣意を発動する上で、延いては五位以上を中心とした官人を支配する上で有効に機能したことのみを指摘する。積み残した課題も多いが、大方のご批正を請う。

1 時野谷滋『律令封禄制度史の研究』（吉川弘文館、一九七七年）、宮崎市定「日本の官位令と唐の官品令」（『宮崎市定全集22』、岩波書店、一九九二年。初出一九五九年）、井上光貞「冠位十二階とその史的意義」（『井上光貞著作集第1巻 日本古代国家の研究』、岩波書店、一九八五年。初出一九六三年）、野村忠

夫「日本律令の官人法」（『律令政治と官人制』吉川弘文館、一九九三年。初出一九八二年）など。

2 十川「律令官人制の展開と地方支配」（『歴史学研究』九三七、二〇一五年）。

3 山田英雄「散位の研究」（『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年。初出一九六二年）。

4 瀧浪貞子「散位と散位寮——古代官僚制の構造——」（村井康彦編『公家と武家——その比較文明的考察』思文閣出版、一九九五年）。

5 十川「平安初期の散位」（『延喜式研究』二九、二〇一三年）。

6 十川「日唐における「散位」と「散官」（『東方学』一二二、二〇一一年）。

7 十川「奈良時代の下級官人把握——散位を通じて——」（『国史学』二二三、二〇一四年）。

8 山田氏前掲註3論文。なお①～⑨の番号は、便宜的に筆者が付したものである。

9 『続日本紀』から、管見に触れたものを列举しておく。和銅二年六月癸丑（散位正四位下犬上王）。同三年正月壬戌（散位從四位下高橋朝臣笠間）。同七年正月庚午（散位從四位下猪名真人石前）。靈龜元年三月丙申（散位從四位上竹田王）。養老三年閏七月辛未（散位從四位上忌部宿祢子人）。同六年正月庚午（散位正四位下広瀬王）。同七年三月己卯（散位從四位下佐伯宿祢麻呂）。同十二月辛亥（散位從四位下山前王）。神龜四年四月乙巳（散位從四位下上道王）。天平四年三月乙丑（散位從四位下下部宿祢老）。同六年三月壬申（散位從四位下百濟王遠宝）。同九年六月癸丑（散位從四位下大宅朝臣大国）。同辛酉（散位正四位下長田王）。同七月丁丑（散位從四位下大野王）。同己丑（散位從四位下百濟王郎虞）。同十七年四月甲午（散位從四位下三室王）。同乙卯（散位正四位下春日王）。同九月癸酉（散位從四位下中臣朝臣名代）。天平勝宝五年

七月庚戌（散位從四位下紀朝臣清人）。同十月壬申（散位從四位下紀朝臣宇美）。天平宝字三年十二月己亥（散位從四位下大伴宿祢麻呂）。同四年三月癸亥（散位從四位下多治比真人家主）。同六年六月戊辰（散位從四位下榎本王）。神護景雲元年八月丙午（散位從四位下栗田朝臣奈勢麻呂）。宝龜二年十一月壬子（散位從四位下下毛野朝臣稻麻呂）。同四年五月辛卯（散位從四位下勲二等下部宿祢子麻呂）。同閏十一月癸亥（散位從四位下百濟王元忠）。同五年五月癸亥（散位從四位下大伴宿祢御依）。同八年四月丁未（散位從四位下豊野真人出雲）。同九年十一月丙午（散位從四位下佐伯宿祢助）。同十年二月丁丑（散位從四位下佐伯宿祢三野）。同十一年六月己未（散位從四位下久米連若女）。同七月辛未（散位從四位上鴨王）。

10 山下信一郎「律令俸禄制と賜禄儀」（『日本古代の国家と給与制』吉川弘文館、二〇一二年。初出一九九四年）。

11 なお、『続日本後紀』承和十年（八四三）七月丁酉条に、「五位已上不_レ論_二京官外任及散位_一、惣奪_二位禄_一。」とあることからすれば、九世紀半ばにも散位が位禄に預かっていたことが確認される。ただ『日本文徳天皇実録』斉衡三年（八五六）九月癸丑条に、

散位從五位上春枝王卒。春枝王、四世從五位下仲嗣王第八之男也。（中略）
齊衡二年正月為_二下総守_一。称_二病篤_一不_レ之_レ任、隱居養_レ痾。有_レ恩、諸節禄及位禄等、准_二見任_一給。卒時年五十九。

と、散位となった春枝王が、特に恩によって見任に准じた節禄・位禄を賜与されたことがみえていることからすれば、病などで見任を退いた場合、特段の配慮がなければ見任と同等の位禄は与えられない場合が生じるようになっていった可能性も窺える。

12 山田氏前掲註3論文。

- 13 考課の基準については考課令50「最以上条に「背公向私、職務廢闕、為下中」。居官諂詐、及貪濁有状、為下々」とある。
- 14 山田氏前掲註3論文。
- 15 『続日本紀』天平宝字四年正月癸未条に、「散位從三位多治比真人広足薨。父志麻、藤原朝正一位左大臣。広足、平城朝歷任内外、至中納言。勝宝九歳、坐子姪党逆、而免職歸第。以散位終焉。」とある。
- 16 なお、本条には右大臣とあるが、夏野が右大臣に任ぜられるのは天長九年十一月であり（『日本紀略』）、天長六年当時は権大納言である。
- 17 大同四年（八〇九）四月癸卯に、平城太上天皇の不予による非常赦が出されたことが確認できる（『類聚国史』卷三十四、太上天皇不予。同卷八十六、赦有）。
- 18 律令刑罰体系について整理されたものは多いが、ここではさしあたり、利光三津夫「中古の裁判」（利光三津夫・長谷山彰『新裁判の歴史』成文堂、一九九七年。初出一九六四年）や、近年のものとして、前田禎彦「古代の裁判と秩序」（大津透ほか編『岩波講座日本歴史5 古代5』岩波書店、二〇一五年）などを挙げるに留める。
- 19 山田英雄「奈良時代における律の適用」（山田氏前掲註3書。初出一九六三年）、瀧川政次郎「律の罪刑法定主義」（『日本歴史』一八五、一九六三年）など。議論の詳細はここでは省くが、両者の論争によって、政治情勢に左右される場合や戦時下などにおいては律に準拠しない処断が下される場合が存在するが、それらも律の構造に準拠したものであるなど、奈良時代の日本における律の運用実態についての理解が深化した。
- 20 長谷山彰「日本律成立の諸段階」（『日本古代の法と裁判』創文社、二〇〇四年。初出一九九一年）。
- 21 利光氏前掲註18論文。
- 22 梅村恵子「六国史にみえたる官人の犯罪」（『お茶の水史学』二十、一九九七年）。
- 23 たとえば官当については、吉田一彦「官当の研究」（『ヒストリア』一一七、一九八八年）。律全般については、同「日本律の運用と効力（一）・（二）・（三）」（『名古屋市立女子短期大学研究紀要』四五・四八・五〇、一九九〇・一九九二・一九九三）、同「日本律の運用と効力（四）」（『名古屋私立大学人文社会科学部研究紀要』三、一九九七年）などがある。なお、大津透「摂関期の律令法——罪名定を中心に——」（『山梨大学教育学部研究報告』四七、第一分冊（人文社会科学系）、一九九六年）は、摂関期に律の規定に則った処罰が実施されていたことを論じる。
- 24 養老名例律17官当条について、律本文のみ（本注・疏議略）掲出すると、凡犯私罪、以官当徒者、一品以下三位以上、以官当徒三年。五位以上、以官当徒二年。八位以上、以官当徒一年。若犯公罪者、各加二年当。以官当流者、三流同比徒四年。其有官。先以官位当、次以勳位当。行守者、各以本位当。仍各解見任。若有余罪、及更犯者、聽以歷任之官当上。とあるが、傍線部にみえるように、解官はあくまでも結果的な措置である。
- 25 梅村恵子氏は、こうした反逆者についての処分は、首謀者は死を一等減じて遠流、従犯者は首謀者との関係によって遠流・左遷・解官などの処分が一般的であり、慣習法ともいうべき法則に基づく、とされる（梅村氏前掲註22論文）。
- 26 『類聚三代格』卷十九、禁制事、天平勝宝九年（七五七）六月九日勅にも、この条を含む三か条が引かれる。

- 27 違勅罪については、利光三津夫氏（「違勅罪」『国史大辞典』吉川弘文館、一九七九年）、ならびに長谷山彰氏（「違勅罪の準拠法と王命違反に対する処罰の慣例」『律令外古代法の研究』慶應通信、一九九〇年、初出一九八一年。「日唐における違勅罪の概念」長谷山氏前掲註20書、初出一九九二年）により、準拠法が不明確なものであることが明らかにされている。これに対し加藤麻子氏（「違勅罪とその意義」『日本史研究』五三二、二〇〇六年）などは、『政事要略』卷八十一や『法曹至要抄』上の解釈にみえるような、職制律22詔書施行違条の徒二年が適用されると批判を加えられているが、これについては大町健氏（「違勅罪と職制律の構成」『成蹊大学経済学部論集』三九―二、二〇〇九年。「違勅罪の歴史的展開と官人統制」『成蹊大学経済学部論集』四二―一、二〇一一年）によって、利光・長谷山両氏の見解が指示されるべき、との再批判がある。なお、仮に多治比広足の事例にも徒二年が適用されるとみた場合、広足は三位であるので議貴となり罪一等を減じられて徒一年半となる。名例律17官当条では、一品以下三位以上は、一官を徒三年に充てるとある。このような、官に対して刑が軽い場合、名例律22以官当徒条に「凡以_レ官当_レ徒者、罪輕不_レ尽_三其官_一、留_レ官收_レ贖。」とある通り解官はせず、徒一年半分の贖銅三十斤（名例律3徒罪条）を徴収することになる（上記の解釈は、長谷山氏前掲「違勅罪の準拠法と王命違反に対する処罰の慣例」を参照した）。広足への処分について贖銅の有無は確認できないが、名例律22の規定とは異なり勅によって解官されていることから、違勅罪であれ臨時の処分であれ、律に準拠しない方法によって処分されたとみておく。
- 28 吉村武彦「古代王権と政事」（『日本古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年。初出一九八六年・一九九三年）。
- 29 山田氏前掲註19論文。
- 30 『日本書紀』朱鳥元年（六八六）十月丙申条に、「又詔曰、新羅沙門行心、与_三皇太子大津謀反_一、朕不_レ忍_三加法_一。徙_三飛驒国伽藍_一。」と、大津皇子の謀反に加担した僧行心について、寛大な措置として飛驒の寺院へ移したことがみえている。この時の処置は、『続日本紀』大宝二年（七〇二）四月乙巳条に、「飛驒国献_三神馬_一。大_三赦天下_一。（中略）獲_レ瑞僧隆観、免_レ罪入_レ京（流僧幸甚之子也）。」とあり、幸甚（行心）は「流僧」と表記されていること、またその子の隆観は祥瑞を献上してようやく「罪」を許されていること、など、実質的には流罪と同様であったとみられる。官人の処遇に関するものではないが、似た事例として指摘しておく。
- 31 同様のことは、唐名例律19姦盜略人受罪条・養老名例律19免官条、唐名例律20府号官称条・養老名例律20免所居官条、唐名例律21除名者条・養老名例律21除法条などにおいても確認できる。
- 32 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注『日本思想大系 律令』（岩波書店、一九七六年）、名例律17官当条の注。
- 33 山田氏前掲註19論文。
- 34 吉田氏前掲註23「官当の研究」では、官当が確実に実施された最初の事例として、『続日本後紀』承和十二年（八四五）十一月乙巳条と同十三年七月己未条の岑成王の記事を挙げ、これ以後官当制度がきちんと実施されてゆくことを論じられている。
- 35 なおこの処分については、法とは別に科された刑であるとの指摘がある（吉田氏前掲註23「日本律の運用と効力（その二）」）。
- 36 なお、『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）五月戊戌条に、「右大舍人大允正六位下大伴宿祢上足坐_下記_上災事十条_一伝_中行人間_上、左_三遷多嶺嶋掾_一。」とあるように、六位以下官人に対しても左遷は行われている。ここでは、あくま

でも同じ事件における処罰内容に差異が生じていることを重視したい。

- 37 虎尾達哉「律令官人社会における二つの秩序」、『律令官人社会の研究』塙書房、二〇〇六年。初出一九八四年）、同「律令官人社会における二つの秩序」補考」（柴原永遠男・西山良平・吉川真司編『律令国家史論集』塙書房、二〇一〇年）、大隅清陽「律令官人制と君臣関係―王権の論理・官人の論理―」（『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一一年。初出一九九六年）、など。

- 38 大隅清陽「儀制令における礼と法―律令法系の構造的特質をめぐって―」（大隅氏前掲註37書。初出一九九三年）。

- 39 坂上康俊「古代の法と慣習」（『岩波講座 日本通史 第三卷』、岩波書店、一九九四年）。

- 40 十川「日唐における「散位」と「散官」」（『東方学』一二二、二〇一一年）。

- 【付記】 本稿は、JSPS科研費17K13523の助成を受けた研究成果の一部である。

The Treatment of Officials of Fifth Rank and Above(五位以上官人) and the System of San-ni (散位) in Ancient Japan

SOGAWA Yoichi

(History and Culture, Cultural Systems Course)

San-ni referred to the officials who held rank but had no actual official duty under the ritsuryō (律令) system. This article considers the roles the san-ni system played in controlling the officials of fifth rank and above. Under the ritsuryō system, these officials were aristocrats and, thus, granted penal privileges, such as shoku-dō (贖銅: a fine in place of punishment) and kan-tō (官当: demotion in place of punishment). In the penal privileges covered under the provision of the ritsu code (律), their political status could be restored within a few years. However, in cases of officials who were involved in felonies, such as treason, and demoted to san-ni apart from the provision of ritsu, their restoration at times depended on the rulers' arbitrary intentions. The governing system in the ritsuryō code was premised on the relationships between Ten-nō (天皇) and clans who served him. San-ni was the system that enabled rulers to keep unfavorable officials of higher rank out of service solely based on their relationships, and thus functioned as a crucial means of control in the ritsuryō system.